

日本ブランドオークション東京 運用規程

1. **日本ブランドオークション規約**（以下、「本規約」という。）第1条に基づいて、東京における当オークションの詳細等を定めることを目的として、日本ブランドオークション東京運用規程（以下、「本運用規程」という。）を制定するものとします。本運用規程において用いる用語は、本運用規程に特に定めのない限り本規約に従うものとします。

2. 開催日、開催時間

開催日、開催時間については、あらかじめ主催者が指定するものとしますが、運営状況等により指定の時間から前後する場合があります。なお、主催者の都合等により予定の開催日に開催できない場合は、変更開催日を定め事前にその旨を会員に通知するものとします。

3. 取引方法および取引結果の遵守

日本ブランドオークション東京（以下、「本オークション」という。）の開催方法については、以下の通りとします。

- (1) 主催者の運営する入札方式および手競り方式を使用したオークション開催により、出品会員（以下、「出品者」という。）、落札会員（以下、「落札者」という。）間の時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣類等の取引仲介を行います。
- (2) 会員は、本オークションにおける取引の全ての結果を遵守しなければなりません。

4. 消費税

本オークションは入会金、会費、事務諸費用は内税方式、商品落札代金、各手数料等は外税方式です。商品落札代金、各手数料等には別途消費税（10%）がかかります。

5. 入会方法および入会金

本オークションに入会するには本規約第9条の資格を有し、別途事務局より案内する必要書類を提出したうえで主催者の承認を得る必要があります。承認を得た後、入会金を主催者にお支払いいただきます。入会金は11,000円（税込 消費税額1,000円）とし、入会時に全額を原則、口座振込にて支払うものとします。なお、現金等にもお支払いいただけます。

日本ブランドオークション東京 運用規程

6. 復会および再入会

月会費の場合は支払われた最終月の翌月から5ヶ月以内、年会費の場合は会員期間の終了月の翌月から5ヶ月以内に復会の手続きが完了し、主催者が認めた場合に限り、復会扱いの処置がとれるものとします。上記の期間を過ぎた場合は再入会扱いとします。

(1) 復会時の入会金は、5. 入会方法および入会金で定める入会金の半額といたします。

(2) 再入会時の手続きは、5. 入会方法および入会金の定めに従うものとします。

7. 事務諸費用

会員は、本オークションに参加した1開催ごとに以下の金額を主催者に支払うものとします。

・事務諸費用.....各大会につき1社当たり2,000円（税込 消費税額181円）

8. 会費

会員は毎月、翌月分の月会費1,100円（税込 消費税額100円）を、以下の定めに従い支払うものとします。

(1) 月会費は原則、入会月の翌月から退会月まで継続して支払うものとし、初回支払いは入会月の翌月から3ヶ月分については入会時にまとめて現金または口座振込とします。

(2) 月会費の支払いは、（上記（1）の3ヶ月分を除いて）毎月所定の期日に翌月分を口座振替により行うものとします。口座振替の手続きが完了しない間の月会費は、主催者が指定するところに従い口座振込にて支払うこととします。

口座振替の手続きが完了した後、何らかの事情により口座振替が実施されない場合は、該当月の月会費を速やかに（遅くとも翌月末まで）主催者の指定するところに従い口座振込にて一括で支払うこととします。

(3) 会費は、会員が希望する場合は年会費として年額にて支払うことができ、その際は年会費12,000円（税込 消費税額1,090円）とします。年会費の初回支払いは現金または口座振込とします。翌年度以降の年会費の支払いは、毎年入会月の口座振替とし、その際の会員期間は口座振替月の翌月から1年単位とします。

口座振替の手続きが完了した後、何らかの事情により口座振替が実施されない場合は、該当年度の年会費を速やかに（遅くとも入会月翌月まで）主催者の指定するところに従い口座振込にて一括で支払うこととします。

(4) 会費の口座振替が会員の都合によりできない場合は、会費の支払いを現金または口座振込等でできるものとします。

日本ブランドオークション東京 運用規程

(5) 5. 入会方法および入会金での入会手続は本条による入会金と会費の支払いが行われ、これを主催者が確認し、主催者が会員番号を発行しログインIDとパスワードを主催者がメールなどで会員に通知したときをもって完了するものとし、同時点をもって会員は会員資格を取得するものとします。また、入会月は会員成立日の月とします。

(6) 会員の月会費および年会費は退会等いかなる理由でも返金いたしません。

(7) 月会費および年会費の支払いが無い場合、主催者の判断で退会扱いとすることができます。

9. 手数料

商品取引手数料

1品ごとの商品取引金額に対し、販売手数料は以下の通りとします。

《商品販売金額》		《販売手数料》
全商材	・・・・・・・・	5%
※バッグ大会のみ		
・10,000円未満	・・・・・・・・	10%/1品

1品ごとの商品取引金額に対し、落札手数料は以下の通りとします。

《商品落札金額》		《落札手数料》
全商材	・・・・・・・・	5%
※バッグ大会のみ		
・10,000円未満	・・・・・・・・	500円/1品

10. 送料

本オークションへの出品商品の送料、および落札商品の送料は会員負担となります。但し返品商品、不落札商品に関しての送料は主催者負担となります。

11. 商品の補償

会員による商品の補償範囲は、出品および返品等の商品が本オークション所在地へ到着するまでとし、そ

日本ブランドオークション東京 運用規程

の補償は会員負担となります。

また、主催者による商品の補償範囲は、商品が本オークション所在地へ到着した時から落札商品および不
落札商品等の配送業者への引渡完了時までとします。

12. 決済

- (1) 会員が主催者へ落札した商品の代金や所定の手数料等を支払う場合については、大会前日までに
主催者指定の銀行口座への前受金の振込および本オークション終了後翌日より、原則として銀行
2営業日以内に主催者指定の銀行口座に振り込むものとします。振込手数料は、いずれの
場合も振込を行う側の負担とします。本オークション終了後に商品を受け取りに来られる場合は
現金にてお支払い頂きお渡しする事もできます。本オークション開催日の商品受け渡しは原則で
きないものとします。
- (2) 落札者は、落札した商品の代金および所定の手数料を主催者にお支払いください。落札商品のお
引渡しは支払い後となります。また、決済後に前受金の残金が発生した場合は、本オークション
宝石大会、時計大会、バッグ大会全て終了後翌日より原則として銀行2営業日以内に落札者が取
引口座として登録した銀行口座に、主催者が前受金の残金を振り込みします。
- (3) 出品者への決済は、本オークション宝石大会、時計大会、バッグ大会全て終了後翌日より原則と
して銀行2営業日以内に出品者が取引口座として登録した銀行口座に、落札金額から所定の手数
料を差し引いた金額を主催者が振り込みします。
- (4) 会員と主催者との間で同時期に相対する精算が発生した場合は、原則として差し引き計算による
精算を行います。
- (5) 最高落札額で落札者が決まった時点で商品の所有権は落札者に移転しますが、落札者が定められ
た期日までに落札商品代金を支払わなかったときは、支払に代えて当該落札物の所有権を主催者
に移転します。
- (6) 落札者は、主催者が定めた期日までに支払いを怠った場合、その結果主催者に損害が生じた場合
には主催者の損害金を主催者に支払わなければならないものとします。
- (7) 主催者指定口座は次の通りです。

金融機関名：三菱UFJ銀行 金沢支店

口座番号：普通預金 0591378

口座名義：カブシキガイシャ ケーブランドオフ

13. 出品における注意事項

- (1) 出品者が、第三者からの委託を受けた商品（以下、「委託品」という。）を出品する場合、出品

日本ブランドオークション東京 運用規程

商品は出品者と当該第三者との間で適法な委託品である場合に限り、出品ができるものとします。このとき、当該委託品について何らかの問題が生じた場合、出品者は自己の責任と負担で解決にあたるものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

- (2) 出品者が(1)で規定する委託品を出品する場合、主催者は当該委託を証明する書面の提出を求めることがあります。その場合、出品者はその書面の提出を拒むことはできないものとします。
- (3) 出品者は、主催者が指定する期間内に商品情報および付属品情報を指定フォーマット(以下、「出品表」という。)に記載し、番号を記載した荷札(主催者が指定するもの)を付けて発送してください。出品者は、出品する商品および品質に関して本運用規程の内容に不適合がある場合は出品の際の出品表に情報を記載してください。出品表に記載されていない、商品および品質に関して本運用規程の内容に不適合があった際は、後交渉の対象となります。
また、付属品がある場合も必ず出品の際の出品表に情報を記載してください。出品表に記載されていない付属品の補償はいたしかねます。
- (4) 出品者の記載した商品情報に対して、必要に応じて主催者の判断により修正を加える場合があります。また、出品番号は主催者の判断で変更させていただく場合があります。
- (5) 落札成立後における検品結果の相違等に起因するクレームは出品者の責任とします。また、商品の一部または全部を取り外したり分解等を必要とする不具合の確認や、商品および付属品の真贋についても出品者の責任とします。
- (6) 商品お預かり中の取扱いは十分注意しますが、万が一生じた擦り傷等は補償いたしかねます。
(但し、機械不良を発生させた場合は主催者が補償します。)
- (7) 出品者がやむを得ず出品を取り消す場合、または主催者の判断で出品を取り消した商品の返却は原則オークション終了後となります。落札成立後の取り消しは原則できません。
- (8) 主催者による検品によって、16. 後交渉 1)後交渉の概念(1)に該当する場合またはその疑いがある場合は、出品不可とします。但し、その後16. 後交渉 1)後交渉の概念(1)に該当しないと主催者が認めた場合は、出品可能とします。
- (9) 主催者が指定する出品商品到着期間は、本オークションのシステム上で告知する通りとします。
- (10) 出品者が落札金額に下限を設定(以下、「指値金額」という。)する場合、出品表の指定金額欄に赤字にて指値金額を入力してください。なお、原則指値金額は、10,000円からとします。指値金額が落札予想金額を大幅に上回ると主催者が判断した場合、指値金額の変更をお願いする場合があります。事前に指値金額を設定していない商品の落札金額に関する出品者からの後交渉はいかなる場合であっても受け付けません。
- (11) ひとつの出品番号につき、まとめて出品が可能な上限点数は3点までとさせていただきます。

日本ブランドオークション東京 運用規程

す。なお、宝石、時計に関してはこの限りではありません。

1. 1点あたり20,000円以上の落札金額が想定される商品は単品でご出品ください。20,000円以上の落札金額が想定されると主催者が判断した場合、予告なくまとめたの出品を単品ごとの出品に変更させていただく場合がございます。

2. 出品分類ごとに以下の出品方法に従ってご出品ください。

・ダイヤモンドルース4C(カラット,カラー,クラリティ,カット)の評価記載のあるソーティング、鑑定書を付ける事

・ノーブランドジュエリー金性を揃えて出品する事

その他主催者が必要と判断した場合においては、ひとつの出品番号にまとめてのご出品をされている場合においても、主催者の判断で予告なく単品での出品に代えることがあります。

- (12) 出品商品については以下注意事項を遵守してください。

【宝石】

1. 出品者は、宝飾品類を出品する場合、重量を計量し出品表にグラムで記載してください。
2. 出品者は、充填およびコーティング、着色、張り合わせ等の合成および処理等が施された商品を出品する場合、それらを必ず出品表に記載してください。
3. 色石類は、出品者が出品表に記載した内容に準じて出品します。落札後の鑑別結果が出品者の申告内容と相違した場合は、後交渉の対象となります。
4. ダイヤモンド一個石0.3ct以上、色石一個石1.0ct以上の石目は出品者保証となります。
5. 宝石ルースの代金はガイ計算ではなく、ピース代金です。
6. 本オークションではCVD（Chemical Vapor Deposition）およびLGD（Lab Grown Diamond）ダイヤモンドを合成ダイヤモンドとみなし、出品をお断りします。またこれに類する商品の出品もお断りします。
7. 出品表への宝石の石目記載は左から主石、脇石となるようにしてください。この通り記載されていない場合は、後交渉の対象となります。
8. 出品表に石目の記載が無い場合でも、商品本体に石目刻印がある場合は、主催者にて

日本ブランドオークション東京 運用規程

記載します。

9. 石目を保証しない場合、出品者は出品表に「石目保証なし」と記載して出品してください。なお、「石目保証なし」でも商品本体に石目刻印がある場合は、主催者にて石目を記載し「石目保証なし」と併記します。
10. 出品表に記載されている石目と商品の刻印が実測の石目と相違がある場合、落札者が石目確認の為商品の枠を裁断・分解することがあります。その際、ルースと裁断・分解された枠で返品になる場合があります。
11. 宝石出品の際に石名はダイヤ（D）、枠のダイヤ、メレダイヤ（FD）、ルビー（R）、サファイア（S）、エメラルド（E）以外の物は略称は使用せず、そのまま石名を記載してください。
12. ルース出品でのダイヤおよび色石のメレについての出品は全て「保証なし」での取扱いとなります。
13. 海外の鑑定機関について、米国宝石学会（GIA）、ジェムリサーチスイスラボ（GRS）、Asian Institute of Gemological Sciences（AIGS）が付属されている出品商品に関しては付属の鑑定機関における結果を保証するものとします。

【時計】

1. 時計の機械内部および動作に関しては、出品者の保証となります。
※時計の出品の際は、時計の状態を出来る限り詳しく記載してください、記載の無い場合、後交渉の対象となる場合がございますので、ご注意ください。
例）回路不良、機械不良等
2. 外見で判断できない部分の不良は基本的に出品者保証になります。
例）シリアル消え、バネ棒不良等
但しジャンク、不動等の記載があった場合は、「見た目」で競りを行います。（シリアル消え、ムーブ社外の場合は除く）
3. クォーツおよびソーラークォーツ時計は出品者が動作を確認のうえ出品してください。クォーツおよびソーラークォーツの動作に関しても出品者保証となります。
4. 主催者による検品時に止まっているクォーツおよびソーラークォーツがあった場合、電池切れと判断し、動作に関して出品者保証の対象となります。
5. 電波時計・GPS時計は動作保証とします。やむを得ず、動作を保証できない場合は出

日本ブランドオークション東京 運用規程

品表に「現状」と記載して出品してください。

6. 出品者は、やむを得ず動作を保証できない時計（アンティーク・ヴィンテージを含む）を出品する場合、出品表に「現状」と記載して出品してください。記載が無いものは全て出品者保証となります。
7. 時計の装飾部分は出品者保証となります。装飾部分に関して出品表に記載が無い場合は「ダイヤ純正保証」「ベゼルダイヤ」等を主催者にて記載し出品者保証とします。
8. スマートウォッチの出品は全て「現状」での取扱いとなります。
9. 出品者は、出品表に型式番号を記載してください。
10. ロレックスに関して、出品表に記載された型番は、出品者保証となります。
11. 永久カレンダー等、特殊な機能を持つ時計を出品する場合、出品者は操作方法や取扱い方法をあらかじめ主催者にお知らせください。
12. ロットでの時計出品については内部不良等、全て「現状」、「ブランド保証無し」の取扱いとなります。

【バッグ】

1. ロットでのバッグ出品については箱、保証書、紙袋等の付属品がある場合、商品の取りまとめが困難な為、主催者の判断で処分させていただく場合がございます。

【共通】

1. 出品商品に保護テープ等が巻かれている場合、検品の目的で主催者が剥がすことがあります。新品商品等で剥がせない理由がある場合、出品者は商品発送時にあらかじめ主催者にお知らせください。
2. 出品表に記載されている金性がYG、PTの場合は金やプラチナであることの金性保証ですので含有率は後交渉の対象となりませんが、出品表に「K18」等の金性記載がある商品については出品者の含有率保証となります。
3. 商品の18K、14K等の（いわゆる後Kと呼ばれる）刻印、記載のみの商品に関しての金性は「見た目」となります。K18、K14等の含有率を保証する場合は出品リストの備考に「K18(K14)金性保証」等の記載をしてください。
4. 象牙・象牙製品は、希少動植物保護の観点、および「種の保存法」に基づき、出品をお断りします。

日本ブランドオークション東京 運用規程

5. ガラス製品、陶磁器製品、枝サンゴ等、繊細な取扱いを必要とする商品の出品はお断りします。
なお、万が一、出品された場合でも、品質、コンディション等、一切の責任を負いかねます。
6. 装飾部分に関して保証ができない場合は出品表に「ダイヤ保証なし」「装飾部分保証なし」等、「保証なし」と記載をしてください。
7. 商品の参考上代、型式番号、商品詳細等は判る範囲で記載してください。
8. 出品商品の扱いについては、主催者の判断により、出品者の事前同意を得ることなく、1箱（最大10点）をロット（1箱を1点、複数点を1点）として競りを行う場合がございます。精算書への記載につきましては、ロット競りの最後の商品に金額を記載させていただきます。
9. オークションの特性上、下見等で商品に擦り傷等が生じる場合があります。この場合の補償はいたしかねます。
10. オークションの特性上、落札成立後に主催者が必要と判断した場合のみ競り直し、もしくは競り後の引き戻しを行う場合があります。その際、最終落札権利が2番手以降の落札者へ移行し、同時に最終落札金額の変更がやむを得ず発生する場合があります。

14. 下見における注意事項

- (1) 本オークションは下見期間を設けております。下見は予約が必要となります。予約の無い方の下見はお断りさせていただきます。
- (2) 出品商品は全て出品者からの預かり品ですので、下見時の取扱いは丁寧をお願いいたします。故意により故障、キズ、汚れが生じた場合には弁償を求めるものとします。
なお、故意によるものでない場合であっても、故障、キズ、汚れが生じた場合には弁償を求める場合があります。
- (3) 主催者が配布する下見用リスト（以下、「出品リスト」という。）に記載されている参考上代、商品ランク等は出品者の申告および本オークションの基準にて記載しますが、その情報はあくまで参考、目安となります。

【宝石】

出品リストの摘要欄の鑑定書、鑑別書、ソーティングは参考資料としてください。

【時計】

1. 時計の機械は、出品者保証となります。ブランド、電池切れ、社外加工等および、装飾部分で特に出品者保証がない商品は「見た目」にてお願いします。

日本ブランドオークション東京 運用規程

2. 時計本体を確認の際、工具の使用はお断りさせていただきます。

【バッグ】

バッグのロット、箱ゼリでの出品は全て見た目とします。

(4) 下見に来られる業者様は古物商許可証を携帯してください。

15. 落札における注意事項

1) 入札方式を使用したオークション（宝石・バッグ）

(1) 入札期限内に最高金額で入札した会員が落札権利を得る事ができます。但し、出品者が設定した指値金額未満の入札金額の場合においては、不落札となる事があります。

(2) 入札金額については、主催者指定の方法にて入札してください。入札の間違い等については主催者は一切の責任を負わないものとします。

(3) 入札金額については、1,000円未満は100円・500円にて入札、1,000円～9,500円迄は500円刻みにて入札、10,000円以上は1,000円刻みにて入札してください。下記表①を参考としてください。

表①

入札金額	入札単位
1,000円未満	100円・500円
1,000円以上～9,500円迄	500円刻み
10,000円以上	1,000円刻み

(4) 入札金額については、入札期間内であれば変更する事ができる。但し入札期間を過ぎてからの変更は、いかなる理由においてもできません。

入札の仕組について

1. 入札者が2社以上いた場合で2番目に高額な入札金額が出品者の指定する指値金額を上回っている場合は、2番目に高額な入札金額に対して主催者が以下に定める金額を上乗せした金額が1番目に高額な入札金額が落札金額となります。

日本ブランドオークション東京 運用規程

なお、上乗せする金額は以下の通りとします。但し、2番目に高額な入札金額との差額が上乗せ金額内の場合は入札金額にて落札されます。下記表②を参考してください。

表②

入札金額	上乗せ金額
100円～9,500円	500円以内
10,000円～99,000円	1,000円以内
100,000円～299,000円	2,000円以内
300,000円～499,000円	5,000円以内
500,000円～999,000円	10,000円以内
1,000,000円以上	20,000円以内

2. 指値金額以上の入札者が1社のみ場合は、指値金額が落札金額となります。
3. 1番目に高額な入札金額が同額の入札者が複数の場合は、主催者が総合的かつ合理的な判断の基に落札者を決定するものとする。
4. 指値金額が無く入札者が1社のみ場合は、入札金額が落札金額となります。

2) 手競り方式を使用したオークション（時計）

- (1) 最高金額で落札した会員が落札権利を得る事ができます。但し、出品者が設定した指値金額未満の落札金額の場合においては、不落札となる事があります。
- (2) オークションの特性上、落札成立後に主催者が必要と判断した場合のみ競り直し、もしくは競り後の引き戻しを行う場合があります。その後、競り直しを申し出た落札者の落札権利はなくなるものとしします。
- (3) 会員は本オークションのシステム上から手競り入札金額を入力し、主催者に競りの代行を依頼することができる。オークションの特性上、落札の可否、結果については主催者は一切の責任を負わないものとする。同額での入札金額が複数あった場合、主催者が落札権利者を決定するものとする。

3) その他の注意事項

日本ブランドオークション東京 運用規程

- (1) 落札商品が納品されたとき、速やかにその状態を確認し、落札商品と出品リストに相違があった場合、16. 後交渉 1) 後交渉の概念(2)に定める期間内に、主催者指定の方法で申告してください。
また、期間経過後の申告は一切受け付けけないものとする。
- (2) 主催者は、商品の真贋について保証いたしません。出品者においての責任範囲にはあたりません。万が一落札後の商品について真贋に異議がある場合は、主催者に根拠となる資料を提出する必要があります。なお、真贋の異議の正当性については、主催者が判断する事とします。
- (3) 出品表に記載されている商品内容（金性、ブランド、石名、石目、サイズ、重量等）、付属品の有無は全て出品者保証となります。出品表に記載されていない内容で、落札後の商品について異議がある場合は、主催者に根拠となる資料を提出する必要があります。なお、異議の正当性については、主催者が判断する事とします。
- (4) 以下の商品に関しては、全て「保証なし」「現状」扱いとし、原則、後交渉の対象外となります。機械等の保証ありません。
 - ・ 出品表に「保証なし」「現状」と記載された商品
 - ・ ロレックスの4桁型式商品
- (5) 原則、機械時計の精度については一切保証いたしかねます。精度交渉は一切受け付けません。
- (6) 宝石ルースの代金はガイ計算ではなく、ピース代金でお願いします。
- (7) 本オークションによる落札者および保留交渉により最終落札者が確定した時点が正式な取引成立の日時、その金額が正式な取引金額となります。
- (8) 本オークション落札商品の発送に関しては宝石、時計は取引成立日の翌々日以降、バッグは取引成立日の3日後以降となります。
- (9) 落札者が、落札した商品をメーカー修理しようとする場合、メーカー提出前に必ず主催者に連絡するものとします。事前連絡がないまま修理提出された場合、修理代金・キャンセル費用等は負担いたしかねます。

16. 後交渉

1) 後交渉の概念

- (1) 以下各号の場合に限り、落札者は主催者に対し、落札商品に関する後交渉を申し入れることができるものとします。なお、後交渉の処理は出品者の責任において行われ、主催者の仲介のもと、出品者および落札者双方協力して解決にあたるものとします。

日本ブランドオークション東京 運用規程

1. 商品および品質に外見上判断できない本運用規程の内容に不適合があった場合。
 2. 出品リストの内容と異なり、合成、処理および後付け処理等が施された商品と判明した場合。
 3. 色石類で本オークション終了後の鑑別の結果、出品リストの内容と異なった場合。
 4. 不正品、盗品、遺失物、およびその疑いのある商品と判明した場合。
 5. その他、主催者が必要と判断した場合。
- (2) 主催者への後交渉申し入れ期間は、本オークション開催日翌日から宝石大会は1ヶ月以内、時計大会、バッグ大会は2週間以内とします。その期間を経過した後交渉は一切受け付けません。但し、メーカー修理等、所定以上の後交渉期間を必要とする場合は、主催者へ後交渉期間の延長連絡のうえ手続きを行ってください。
- 延長期間は通常、後交渉期間終了後より2週間とし、それ以上必要となる場合は都度、2週間ごとの延長継続の手続きをお願いします。延長継続の手続きがない場合の後交渉は一切お受けいたしません。なお、主催者が必要と判断した場合は、上記の手続きなく申し入れ期間を延長できるものとします。
- 不正品、盗品、遺失物については 2) 不正品、盗品および遺失物に従うものとします。
- (3) 後交渉は(1)に該当する場合のほか、以下に従い申し入れするものとします。

【宝石】

1. 本オークション終了後の鑑別、鑑定等の結果が、出品リストの内容と相違した場合は後交渉の対象となります。但し、石目に関してダイヤモンド一個石0.3ct未満および色石一個石1.0ct未満は出品リストの内容と相違があっても原則後交渉は受け付けません。また、珊瑚やパール等の寸法についての出品リストの記載サイズは、あくまで参考となります。相違があっても後交渉の対象外となります。
2. 宝飾品類の後交渉で本オークションが判断基準とする鑑別・鑑定機関は、中央宝石研究所（CGL）、ジェムリサーチジャパン（GRJ）の2機関とします。
上記2機関で結果が相違した場合は中央宝石研究所（CGL）の結果を優先といたします。その他の鑑定機関や旧鑑は他鑑と定義し、出品時に付属されている場合は参考資料となり保証対象にはなりません。
3. 本オークションが判断基準とする国内2機関において処理(充填、含浸等)が認められた場合は後交渉の対象となります。
4. 宝飾品類の取引成立後の鑑別、鑑定、ソーティング費用は落札者負担とします。但し、結果が出品リストの記載と異なった場合、その費用は出品者が負担するものとします。

日本ブランドオークション東京 運用規程

5. ブランドジュエリーのメッキ処理および他社仕上げによる後交渉は受け付けません。ただし、パーツ社外加工、社外リペア（上記のメッキ処理、他社仕上げは除く）がされており、出品リストに記載が無い場合は後交渉の対象となります。
6. 出品リストに記載のない商品で、ダイヤモンドの含浸・充填・HPHT・トリートメント・コーティング、コランダム含浸、翡翠の含浸、ドーピング、拡散処理が認められた場合は後交渉の対象となります。また、エンハンスメントとみなされない透明度・色の変化を目的としたトリートメント処理、鑑別書無しまたは本オークションが判断基準とする鑑別機関以外で「パパラチア」「パライバ」と出品リストに記載され、本オークションが判断基準とする鑑別機関でこれらが認められない場合は後交渉の対象となります。（拡散加熱処理の検査は中央宝石研究所またはGRJでの実施を必須とします。）
7. エンハンスメントなど通常利用される処理（コランダムのグラスヒート、翡翠のワックス加工、エメラルドの無色含浸、珊瑚の充填、ピンクトリマリンの照射処理、パライバトルマリンの含浸）は後交渉の対象外となります
8. パール記載の出品で模造石と着色、コーティング処理以外の結果（淡水パール、養殖真珠等）による後交渉は受け付けません。
9. ロットのカラーストーンルース、カラーストーンの連ネック等の処理や石名違いによる後交渉は受け付けません。
10. 地金や石のカケ、小傷、カン、ヒビは見た目とし後交渉は受け付けません。

【時計】

1. 時計の落札後、出品リストに記載がある、もしくは下見時に確認可能な事項（カレンダー・クロノグラフ不良、巻き上げ・リユーズ不良、文字盤汚れ・書き換え、プレス故障、ガラスキズ、「見た目」で判別できる社外品、その他外装に関し本運用規程に不適合があった場合）は、返品、修理代負担、部品交換負担、値引き交渉等の後交渉は受け付けません。但し、純正品と判別が困難な社外パーツの使用等、主催者の判断により後交渉の対象となる場合があります。
2. アンティーク時計および、それに付随する年代の時計は全て「見た目」とし、後交渉は受け付けません。
3. 時計でパテックフィリップやアンティークなど、アーカイブ取得後にケースとムーブが違う事実が発覚した商品については後交渉の対象となります。アーカイブ取得には数ヶ月かかる

日本ブランドオークション東京 運用規程

こともあるため、商品とアーカイブの内容に相違が認められる場合、取引は無効となり返品の対象となります。また、アーカイブ取得に係る期間が長いため、交渉の延長連絡は初回のみとし、アーカイブ取得完了の連絡があるまで延長期間とします。アーカイブ取得時に内部の破損等が発覚した場合は後交渉の対象とします。

4. 品出リストに「保証なし」「現状」の記載がある商品は、アーカイブ取得後も後交渉はお受けいたしません。本来の外装飾と異なった色のメッキ処理を行った時計は、2) の不正品とみなします。

【共通】

1. クロムハーツ等メーカーの正式な回答が得られないブランドは、出品リストにメーカー名が記載されていても後交渉は受け付けません。
2. 製造メーカーに仕上げ等の修理を出した際、購入者本人のみが補修対象となるブランドの修理受け付け不可を理由とした後交渉は受け付けません。

2) 不正品、盗品および遺失物

- (1) 落札商品が、取引成立後に不正品と判明した場合、本オークション開催日翌日から1年以内は後交渉の対象となります。なお、後交渉の処理は出品者の責任において行われ、主催者の仲介のもと、出品者および落札者は以下各号に従い双方協力して解決にあたるものとします。
 1. 当該商品の真贋は、当該商品の製造者、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン、一般社団法人日本流通自主管理協会、および一般社団法人全国質屋ブランド品協会のいずれかの判定および判定基準に準じます。
 2. 当該商品が、監督各官庁および当該商品の製造者によって押収、または破壊された場合、出品者は主催者を通じ、落札者に返金するものとします。
 3. 主催者は、落札者が、前号により出品者から返金を受ける場合、監督各官庁および当該商品の製造者等により交付された押収、または破壊に関する書類等を主催者に提示し、その複写を出品者に提出するものとします。
- (2) 落札商品が、取引成立後、盗品および遺失物と判明した場合、または盗品および遺失物の疑いがあるとされた場合、後交渉の対象となります。なお、後交渉をする為には、監督各官庁および当該商品の製造者等により交付された盗品および遺失物を証明する書類が必要となります（但し、海外での盗品など、客観的に合理的な理由により証明する書類が出せない場合においては、主催者が事実確認をし、後交渉の対象とする場合があります。）。なお、盗品および遺失物の被害者および遺失者への回復は、監督各官庁の判断および法令の定めるところに従い、主催者、出品者および落札者双方は、協力して解決にあたるものとします。

日本ブランドオークション東京 運用規程

1. 落札者のもとに商品がある場合には、落札者は主催者を通じ出品者へ商品を返品することが出来るものとしします。
 2. 監督各官庁の指示で、落札者が盗品および遺失物を押収された、または任意提出した場合、落札者は契約を解除したうえで、主催者を通じ出品者へ代金の返還を求めることができるものとしします。
 3. 落札者は、前号により出品者から返金を受ける場合、監督各官庁より交付された押収品目録交付書等を主催者に提示し、その複写を出品者に提出するものとしします。
 4. 商品を押収、没収された落札者が出品者から返金を受けた後、監督各官庁を通じて弁済金等を受領した際は、主催者にその旨連絡するものとしします。
- (3) 返品および返金処理の過程で主催者判断により、出品者および落札者の必要な範囲の情報開示をする場合があります。
- (4) 製造メーカーに仕上げ等の修理を出した際、「鑑定料」等の請求があった時点で返品の対象とさせていただきます。
- (5) 監督各官庁及び製造メーカー等により商品を押収、又は破壊された場合、出品者は主催者を通じ、落札者に返金するものとしします。
- (6) メーカーに修理を出す際に海外送りとなる場合、落札者はオークション開催後翌日からの後交渉期間内に必ず申告し、主催者を通じ、出品者に了承を得た上で、所定の手続きを行うこととしします。申告がなく出品者の了承がない場合の後交渉は一切受け付けません。また後交渉期間内に申告がなく、当オークション落札商品である照合が出来ない場合、不正品であっても後交渉対象外とさせていただく場合がございます。

17. その他

- (1) 本オークションにおいて「保留」とした商品は主催者によって、出品者へメールなどで本オークション開催日に交渉します。但し、主催者が定めた期限内に出品者または入札者との金額交渉が行えず、主催者が不成立とする場合もあります。
- (2) 本オークションでの取引に係る全てのデータ、会員情報および商品データは、相場の分析、商品研究、宣伝広告および本オークション改善等に役立てるためにKOMEHYOホールディングスグループで使用します。
- (3) 本運用規程に定めのない事項については、主催者の判断により決定するものとしします。

18. 個人情報の取扱い

日本ブランドオークション東京 運用規程

本オークションによって知り得た会員の個人情報については、入会時に「個人情報の取扱いについて」に同意いただいたうえで、利用目的の範囲内において適切に管理し取扱いします。

19. 変更等

- (1) 主催者は、本運用規程を監督各官庁の指導、法令の変更および改訂や、主催者が必要と認める場合に合理的な範囲内で変更することがあります。本運用規程の改訂については、HP上にて通知後、1週間後に変更後の規程が有効となります。
- (2) 本運用規程および本規約に定めのない事項および擬議の生じた事項については、信義誠実の原則に基づき協議のうえ都度解決します。

附則

- (1) 本運用規程は以下の通り改訂されています。

平成 23年	1月 5日	改訂
平成 25年	5月 1日	改訂
平成 26年	4月 1日	改訂
平成 27年	3月 1日	改訂
平成 29年	9月 1日	改訂
平成 29年	11月 13日	改訂
令和 元年	10月 1日	改訂
令和 元年	12月 3日	改訂
令和 3年	4月 26日	改訂
令和 5年	1月 25日	改訂
令和 5年	10月 1日	改訂
令和 6年	4月 1日	改訂
令和 7年	1月 1日	改訂
令和 7年	4月 17日	改訂

- (2) 本運用規程（最新版）は令和7年9月1日より改訂施行します。これにより、前項の運用規程中、当オークションに関する一般的事項を本規約とし、主として本オークションに関する事項を本運用規程とします。